

福岡県公報

平成26年1月10日
第3562号

目次

告示(第4号-第7号)

| | |
|------------------------------|---------------------|
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 | (公園街路課) …………… 1 |
| ○卸売市場の開設の許可 | (水産振興課) …………… 2 |
| ○卸売市場における卸売業務の許可 | (水産振興課) …………… 2 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) …………… 2 |
| 公 告 | |
| ○指定管理者の指定 | (労働政策課) …………… 2 |
| ○福岡県都市計画審議会の開催 | (都市計画課) …………… 2 |
| ○指定管理者の指定 | (水産振興課) …………… 3 |
| ○指定管理者の指定 | (県民文化スポーツ課) …………… 3 |
| ○指定管理者の指定 | (県営住宅課) …………… 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… 3 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… 4 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (中小企業振興課) …………… 4 |
| ○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 | (漁業管理課) …………… 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) …………… 5 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (福祉総務課) …………… 5 |

教育委員会

- 指定管理者の指定 (教育庁体育スポーツ健康課) …………… 6
- 指定管理者の指定 (教育庁文化財保護課) …………… 6

選挙管理委員会

- 海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 6

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 6
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) …………… 8

正 誤

- 目次(平成25年12月24日福岡県公報第3559号)中正誤 (漁業管理課) …………… 8

告 示

福岡県告示第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成20年1月福岡県告示第94号福岡都市計画道路事業3・4・57号屋形原須玖線の事業計画〔福岡市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
平成20年1月23日から平成29年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第5号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定に基づき、次のように卸売市場の開設の許可をしたので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

| 卸売市場の名称 | 卸売市場の所在地 | 取扱品目の部類 | 開設者の名称及び代表者氏名 | 開設年月日 |
|--------------|-------------------|---------|----------------|-----------|
| 北九州市公設地方卸売市場 | 北九州市小倉北区西港町94番地の9 | 水産物部 | 北九州市北九州市長北橋 健治 | 平成26年1月1日 |

福岡県告示第6号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定に基づき、次のように卸売業務の許可をしたので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

| 卸売市場の名称 | 卸売市場の所在地 | 取扱品目の部類 | 卸売業者の名称及び代表者氏名 | 卸売業務開設年月日 |
|--------------|-------------------|---------|---------------------------------|-----------|
| 北九州市公設地方卸売市場 | 北九州市小倉北区西港町94番地の9 | 水産物部 | 九州魚市株式会社 代表取締役 井上 健二 | 平成26年1月1日 |
| 北九州市公設地方卸売市場 | 北九州市小倉北区西港町94番地の9 | 水産物部 | 北九州中央海産市場株式会社 代表取締役 佐藤 真一 | 平成26年1月1日 |

福岡県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成26年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------|--------------------------------------|
| 田川 | 夏吉直方線 | 田川市大字夏吉3295番7先から 田川市大字夏吉3289番1先まで |

公 告

公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第3条の規定に基づき、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|--------------------|------------------|--|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 福岡県立北九州勤労青少年文化センター | 北九州市門司区清滝二丁目3番8号 | J R九州メンテナンス・岡崎建工・日本施設協会共同企業体（代表団体 J R九州メンテナンス株式会社） | 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで |

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第221回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 日時
平成26年1月23日 午後2時00分
- 会場
福岡市博多区千代1丁目20-31
ホテルレガロ福岡 レガロホールA
- 予定議案
久留米都市計画道路の変更（福岡県決定）について
柳川市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
- 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

福岡県漁港管理条例（昭和39年福岡県条例第70号）第19条の規定に基づき、福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の指定管理者を指定したので、同条例第20条第3項の規定により次のように公示する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|------------------------|--------------|----------|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設 | 宗像市神湊487番地51 | 宗像漁業協同組合 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の2の規定に基づき、大濠公園能楽堂の指定管理者を指定したので、同条例第17条の3第3項の規定により次のよ

うに公示する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|---------|-----------------|-------------------|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 大濠公園能楽堂 | 福岡市中央区天神一丁目4番1号 | 株式会社西日本新聞イベントサービス | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第63条の規定に基づき、福岡県営住宅の指定管理者を指定したので、同条例第64条第3項の規定により次のように公示する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|--------|-----------------|-----------|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 福岡県営住宅 | 福岡市中央区天神五丁目3番1号 | 福岡県住宅供給公社 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
中間市通谷四丁目1335番7、1335番10、1335番13及び1335番14（第一工区）
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

中間市中間2-13-20
コサック・建設コンサルタント有限会社
代表取締役 手嶋 一代

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオン小郡ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県小郡市大保17番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス堀池店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市堀池字弓木99番ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

・災害時において、地域住民の一時的避難（集合）場所としての使用をお願いします。（防災安全課）

(5) 騒音の発生に係る事項

・夜間における騒音レベルの最大予測値が基準を超過している箇所があるため、設置者配慮事項を確実に履行してください。また、周辺住民から騒音の苦情があった場合には誠意をもって速やかに対応するようにお願いします。（環境整備課）

(6) 廃棄物に係る事項等

・穂波地区の収集・運搬許可業者は藤本組となっています。（環境施設課）

(7) 街並みづくり等への配慮等

・屋外広告物の合計が15㎡以上の場合は福岡県屋外広告物条例に基づく許可申請を行ってください。（都市計画課）

・大規模建築物（地上の高さが13m以上又は延べ面積が1,000㎡以上の建築物）を新築する場合は、飯塚市都市景観条例に基づき届出が必要です。

（都市計画課）

(8) その他

・農業用水路がありますので、地元生産組合への工事計画説明協議をお願いします。また、農業用水路の維持管理時の立入作業の際は、協力配慮をお願いします。

（農業土木課）

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項又は第50条第3項の

規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 不利益処分根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第48条第1項又は第50条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成26年1月27日 午後1時30分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字吉原字棚ヶ元528番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町大字吉原529-1

学校法人 光摂学園

理事長 村木 義富

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字上府字深町1163番1及び1163番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町大字上府1169番地

森 峯徳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字町357番1及び357番5から357番10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県三養基郡みやき町大字白壁3359番地2

山下 君子

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成26年1月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）の施行に伴う災害救助法の一部改正及び災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年政令第285号）の施行に伴う災害救助法施行令の一部改正に伴い、条項の移動等が行われたことから、必要な規定の整理を行ったものです。これは、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定（他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として施行規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。）に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成26年1月10日

教育委員会

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第6条の規定に基づき、福岡県立総合射撃場の指定管理者を指定したので、同条例第7条第3項の規定により次のように公示する。

平成26年1月10日

福岡県教育委員会

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|-----------|--------------------|---------------------|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 福岡県立総合射撃場 | 福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号 | 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |

公告

九州歴史資料館条例（昭和60年福岡県条例第4号）第9条の規定に基づき、求菩提資

料館、甘木歴史資料館及び柳川古文書館の指定管理者を指定したので、同条例第10条第3項の規定により次のように公示する。

平成26年1月10日

福岡県教育委員会

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|---------|--------------|-----|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 求菩提資料館 | 豊前市大字吉木955番地 | 豊前市 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |
| 甘木歴史資料館 | 朝倉市菩提寺412番地2 | 朝倉市 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |
| 柳川古文書館 | 柳川市本町87番地1 | 柳川市 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成25年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年1月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

| 海区名 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 |
|---------|--------------------|
| 福岡県豊前海区 | 338 |
| 筑前海区 | 1,072 |
| 福岡県有明海区 | 909 |

公安委員会

福岡県公安委員会告示第353号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年1月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成26年2月25日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

| 時間 | 科目 |
|-------------|--|
| 10:00～15:30 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 15:30～16:30 | 講習結果に対する考査 |
| 16:30～17:00 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第354号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年1月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

| 日 時 | 場 所 | 開催警察署 |
|------------------------------|--------------------------------|--------|
| 平成26年2月13日（木） 13:30～16:30 | 宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室 | 宗像警察署 |
| 平成26年2月21日（金） 13:30～16:30 | 北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室 | 八幡西警察署 |
| 平成26年2月21日（金） 13:30～16:30 | 飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室 | 飯塚警察署 |

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

